


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成26年7月1日の生活保護法の改正に伴い、様式類の追加及び文言変更が生じたため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第4条 保護申請書（法第24条）に関する文言の変更及び諸様式の文言変更。 第5条 就労自立給付金（法第55条の4等）支給等に関する様式の追加及び項ずれ対応。 第5条の2 扶養義務者履行照会等（法第4条第2項等）に関する条の新設及び様式追加。 第6条 資産調査（法第29条）に関する様式の文言変更。 第8条 不正受給返還金の徴収（法第78条の2）に関する条の新設及び様式追加。 第10条 様式を別に定める旨の条の新設。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成26年7月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。